

9. マンション施策

①マンション管理セミナー・個別相談会

問合せ：習志野市 住宅課

習志野市では、分譲マンションの長寿命化を促進するとともに、マンション管理についての情報提供を行い、適切な維持管理を推進することを目的として、年に1回、マンション管理に関するセミナー・個別相談会を実施しております。

日程につきましては、広報やホームページをご覧ください。住宅課までご連絡下さい。

問合せ：習志野市役所 住宅課 ☎047-453-9296

②マンション管理士派遣事業

問合せ：習志野市 住宅課

市内分譲マンションの管理組合の適切な運営及びマンション管理を支援するため、マンション管理士が直接現地を訪問し、管理組合において生じる様々な問題の相談に応じます。

<本事業でお受けする相談内容>

- ・管理組合の運営、管理規約等に関すること
- ・管理費、修繕積立金等の会計に関すること
- ・管理委託契約等の契約に関すること
- ・大規模修繕計画、長期修繕計画の作成、見直しに関すること
- ・その他マンションの維持管理に関すること

<派遣対象・条件等>

対象：市内分譲マンションの管理組合

回数：1管理組合につき、年度内2回まで（1回あたり2時間程度）

費用：無料（市が全額負担）

<マンション管理士派遣までの流れ>

- ①住宅課に申請書を提出。（郵送・FAX可）
- ②申請書の内容を審査した後、マンション管理士団体に管理士の派遣を依頼。
- ③管理組合とマンション管理士団体の間で派遣する日を調整した後、マンション管理士団体からマンション管理士を派遣する。

問合せ：習志野市役所 住宅課 ☎047-453-9296

③マンション建替え・敷地売却等の相談事業（住まいるダイヤル）

問合せ：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営する「住まいるダイヤル（電話相談窓口）」は、国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。

建築士の資格を持ち住宅に関する広い知識を備えた相談員が、住宅についてのさまざまな相談を受け、専門的な見地からアドバイスしています。

マンションの建替えやマンション敷地売却等に関する相談も受けています。

※相談内容に応じて専門の機関をご紹介させていただく場合もあります。

また、弁護士と建築士による無料の対面相談を希望の管理組合等の方は、マンションの建替えやマンション敷地売却等についての法律や制度等に関する専門的な相談を受けることができます。

問合せ：公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

☎ 03-3556-5147

※10時から17時まで（土日祝日、年末年始を除く）

④マンション管理の電話相談窓口

問合せ：公益財団法人 マンション管理センター

公益財団法人マンション管理センターは、国の指定を受けた相談窓口として、管理組合等からマンション管理に関する相談を受けています。1件あたりの相談時間は15分前後となります。

問合せ：公益財団法人 マンション管理センター

・管理組合運営、管理規約等のご相談 ☎ 03（3222）1517

・建物、設備の維持管理のご相談 ☎ 03（3222）1519

※月曜日～金曜日（祝日及び年末・年始休みを除く）の9時30分から17時まで